

乳幼児等医療費助成制度

○対象者

9歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児等（小学校3年生まで）で、保護者、扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計額が23万5千円未満（自立支援医療制度に準拠）であること（0歳児は所得制限はありません）。

（所得制限について、平成26年6月30日までは、保護者、扶養義務者のそれぞれの市町村民税所得割税が23万5千円未満であること。）

○一部負担金

* 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで（義務教育就学前）の乳幼児
通院、入院ともに一部負担金なし

* 小学校1年生から3年生まで（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童

〈平成26年7月1日〜〉

通院、入院ともに一部負担金なし

〈平成26年6月30日まで〉

負担区分	一部負担金（1保険医療機関あたり）	
	外来	入院
一般	1日800円まで (月2回)	0円
低所得者(*)	1日600円まで (月2回)	0円

(*) 扶養義務者または保護者が市町村民税非課税者で年金収入80万円以下かつ、年金収入を加えた所得80万円以下の方

○注意していただきたいこと

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害給付を受けた場合は、乳幼児等医療費助成制度の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・入院、通院に関わらず医療費が高額になる場合は、乳幼児等医療費受給者証と、加入している健康保険組合等が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を併せて、医療機関等窓口に提示してください。

○届出が必要なとき

- 1) 氏名の変更・転居・死亡・転出されたとき
- 2) 加入している健康保険に変更があったとき
- 3) 医療費受給者証をなくしたとき

- 4) 交通事故など第三者による傷害を受けたとき
- 5) 生活保護を受けたとき

○医療費の払い戻し手続き

次のような場合は、対象者ごとに申請を行い、審査・決定を受けると一部負担金を差し引いた医療費の払い戻しを受けることができます。

- ・ 兵庫県外の医療機関等で受診したとき
- ・ 健康保険証のみで受診したとき
- ・ 医師の指示によりコルセット等の治療用装具を作ったとき
- ・ 医師の指示によりあんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき

《払い戻し手続きに必要なもの》

- 1) 医療機関等発行の領収書（レシート不可）
※ レシートの場合は、名前及び総医療点数、日数、領収金額が記載されている領収書を医療機関等に発行してもらって下さい。
- 2) 付加給付支給決定通知書（健康保険組合等から付加給付の支給があった場合）
- 3) 高額療養費・療養費支給決定通知書（健康保険組合等から高額療養費・療養費の支給があった場合）
- 4) 医師の意見書及び装具装着証明書（コルセット等の治療用装具を作ったとき）
- 5) 医師の同意書及び施術証明書（あんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき）
- 6) 医療費を請求する申請者の印鑑
- 7) 医療費を請求する申請者名義の口座
- 8) 健康保険証
- 9) 医療費受給者証

○災害等で重大な被害を受けた場合などは申請し、認められれば6ヶ月を限度に一部負担金を免除します。